

コクサイ・ケイマン・トラスト -
外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・
オープン・カレンシー・セレクション

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型

米ドル建 米ドルクラス受益証券
米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券
豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス受益証券

運用報告書
(全体版)

作成対象期間
第 15 期
(自 2024年 6 月 1 日)
(至 2025年 5 月 31 日)

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスター・サービス銀行S.A.

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、コクサイ・ケイマン・トラスト-外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（以下「サブ・ファンド」といいます。）は、このたび、第15期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

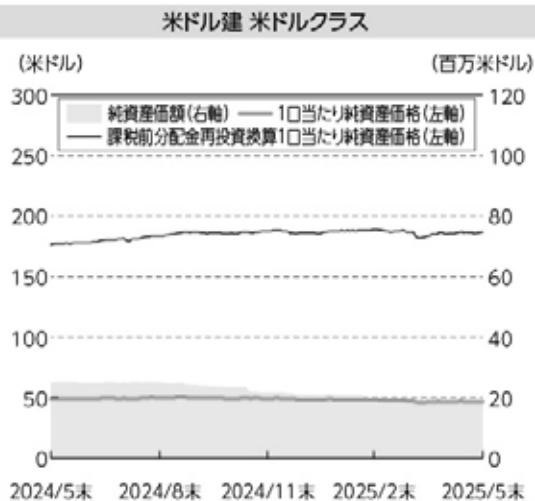
サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型	
信託期間	米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスは、2025年9月24日に終了します。 ただし、早期に終了する場合、または、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンドの受益者の決議により、その存続期間を延長する場合を除きます。また、繰上償還により当該日までに終了する場合を除きます。	
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラストのサブ・ファンドであるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのUSHYFノン・ヘッジ・クラス（以下「投資先ファンド」といいます。）への投資を通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債（注）（以下「米国ハイ・イールド債」ということがあります。）に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することです。 (注) ハイ・イールド債とは、格付機関によりBB+以下もしくはBa1以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいいます。	
主要投資対象	サブ・ファンド	コクサイ・トラスト- US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド- USHYFノン・ヘッジ・クラス
	コクサイ・トラスト- US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド- USHYFノン・ヘッジ・クラス	米ドル建のハイ・イールド債
サブ・ファンドの運用方法	ケイマン諸島籍の投資信託であるコクサイ・トラストのサブ・ファンドの1投資証券クラスである投資先ファンドに投資することにより運用します。	
主な投資制限	サブ・ファンド	①サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとします。 ②原則として、残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。 ③サブ・ファンドは、原則として、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行いません。 ④投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。
	コクサイ・トラスト- US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド- USHYFノン・ヘッジ・クラス	①投資先ファンドは、エクイティ証券に直接投資してはなりません。エクイティに対する投資は、転換社債の転換、社債保有者に付与されたワラントまたはその他の新株引受権の行使、および新規社債の発行、債務不履行となった債券またはクラスアクション等に関連したエクイティの受領の結果として行われます。かかるエクイティに対する投資は、投資先ファンドの純資産価額の5%以下とします。 ②投資先ファンドは、その純資産価額の10%を超える金額の借入れを行ってはなりません。 ③投資先ファンドは、その純資産価額の15%を超えて非流動資産に投資してはなりません。 ④投資先ファンドは、デリバティブによって生じたショート・ポジションを除いて、いかなる証券のショート・ポジションも取得してはなりません。
分配方針	管理会社は、その裁量により、毎月24日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とします。）に、すべてのクラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができます。分配は、受益者（日本においては、日本における販売会社）に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われます。	

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



<米ドル建 米ドルクラス>

第14期末の1口当たり純資産価格	49.15米ドル
第15期末の1口当たり純資産価格	46.55米ドル
第15期中の1口当たり分配金合計額	5.40米ドル
騰落率	5.78%

(注1) 1口当たり純資産価格、純資産価額および騰落率は、評価日付で公表された1口当たり純資産価格、純資産価額およびこれらに基づき計算された騰落率を記載しており、ファンドの財務書類における数値と一致しない場合があります。以下同じです。

(注2) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。

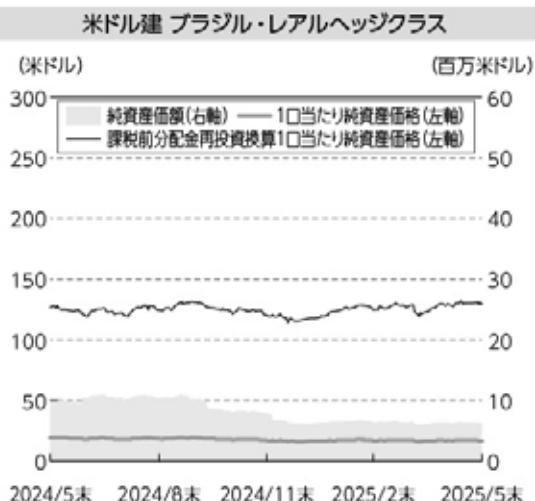
(注3) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、運用開始日（2010年9月28日）の受益証券1口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。

(注4) 謄落率は、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しています。以下同じです。

(注5) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

(注6) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注7) サブ・ファンドにベンチマークは設定されておりません。



<米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス>

第14期末の1口当たり純資産価格	19.82米ドル
第15期末の1口当たり純資産価格	17.10米ドル
第15期中の1口当たり分配金合計額	3.00米ドル
騰落率	1.88%

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス



<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

第14期末の1口当たり 純資産価格	47.17豪ドル
第15期末の1口当たり 純資産価格	45.96豪ドル
第15期中の1口当たり 分配金合計額	3.60豪ドル
騰落率	5.11%

豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス



<豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス>

第14期末の1口当たり 純資産価格	34.41豪ドル
第15期末の1口当たり 純資産価格	31.18豪ドル
第15期中の1口当たり 分配金合計額	4.80豪ドル
騰落率	5.12%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・投資先ファンドで保有する米国ハイ・イールド債からの利息収入の積み上げが、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。
- ・投資先ファンドで保有する米国ハイ・イールド債の価格が、米金利の低下などを背景に上昇したことが、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。
- ・米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスでは、ブラジル・レアルが米ドルに対して下落したことが、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となりました。
- ・豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスでは、ブラジル・レアルが豪ドルに対して下落したことが、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となりました。
- ・サブ・ファンドの管理報酬や投資先ファンドに係る報酬等の費用の支払いなどが、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となりました。

■分配金について

当期（2024年6月1日～2025年5月31日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

＜米ドル建 米ドルクラス＞

(金額：米ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格 比率 ^(注1))	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2)
2024/6/24	49.08	0.45 (0.91%)	0.38
2024/7/24	49.39	0.45 (0.90%)	0.76
2024/8/27	49.82	0.45 (0.90%)	0.88
2024/9/24	50.12	0.45 (0.89%)	0.75
2024/10/24	49.44	0.45 (0.90%)	-0.23
2024/11/25	49.45	0.45 (0.90%)	0.46
2024/12/24	48.55	0.45 (0.92%)	-0.45
2025/1/24	48.59	0.45 (0.92%)	0.49
2025/2/25	48.35	0.45 (0.92%)	0.21
2025/3/24	47.77	0.45 (0.93%)	-0.13
2025/4/24	46.91	0.45 (0.95%)	-0.41
2025/5/27	46.50	0.45 (0.96%)	0.04

(注1) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、サブ・ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率} (\%) = 100 \times a / b$$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

(注2) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注3) 2024年6月24日の直前の分配落日（2024年5月24日）における1口当たり純資産価格は、49.15米ドルでした。

＜米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス＞

(金額：米ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格 比率)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2024/6/24	19.25	0.25 (1.28%)	-0.64
2024/7/24	18.44	0.25 (1.34%)	-0.56
2024/8/27	19.11	0.25 (1.29%)	0.92
2024/9/24	19.34	0.25 (1.28%)	0.48
2024/10/24	18.37	0.25 (1.34%)	-0.72
2024/11/25	17.87	0.25 (1.38%)	-0.25
2024/12/24	16.43	0.25 (1.50%)	-1.19
2025/1/24	17.20	0.25 (1.43%)	1.02
2025/2/25	17.62	0.25 (1.40%)	0.67
2025/3/24	17.39	0.25 (1.42%)	0.02
2025/4/24	17.27	0.25 (1.43%)	0.13
2025/5/27	17.29	0.25 (1.43%)	0.27

(注) 2024年6月24日の直前の分配落日（2024年5月24日）における1口当たり純資産価格は、20.14米ドルでした。

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

(金額：豪ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格 比率)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2024/6/24	47.20	0.30 (0.63%)	0.31
2024/7/24	47.60	0.30 (0.63%)	0.70
2024/8/27	48.10	0.30 (0.62%)	0.80
2024/9/24	48.46	0.30 (0.62%)	0.66
2024/10/24	47.89	0.30 (0.62%)	-0.27
2024/11/25	48.00	0.30 (0.62%)	0.41
2024/12/24	47.24	0.30 (0.63%)	-0.46
2025/1/24	47.41	0.30 (0.63%)	0.47
2025/2/25	47.29	0.30 (0.63%)	0.18
2025/3/24	46.85	0.30 (0.64%)	-0.14
2025/4/24	46.19	0.30 (0.65%)	-0.36
2025/5/27	45.92	0.30 (0.65%)	0.03

(注) 2024年6月24日の直前の分配落日（2024年5月24日）における1口当たり純資産価格は、47.19豪ドルでした。

＜豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス＞

(金額：豪ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格 比率)	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2024/6/24	33.44	0.40 (1.18%)	-1.25
2024/7/24	32.45	0.40 (1.22%)	-0.59
2024/8/27	32.59	0.40 (1.21%)	0.54
2024/9/24	32.54	0.40 (1.21%)	0.35
2024/10/24	32.11	0.40 (1.23%)	-0.03
2024/11/25	31.96	0.40 (1.24%)	0.25
2024/12/24	30.72	0.40 (1.29%)	-0.84
2025/1/24	31.80	0.40 (1.24%)	1.48
2025/2/25	32.47	0.40 (1.22%)	1.07
2025/3/24	32.42	0.40 (1.22%)	0.35
2025/4/24	31.65	0.40 (1.25%)	-0.37
2025/5/27	31.55	0.40 (1.25%)	0.30

(注) 2024年6月24日の直前の分配落日（2024年5月24日）における1口当たり純資産価格は、35.09豪ドルでした。

■投資環境について

当期の米国ハイ・イールド債市場は、プラスのリターンとなりました。米国の景気後退を示唆する経済指標の結果を受けて米国金利が低下したことなどが上昇要因となり、同市場は上昇しました。当期を通じてみると、同市場はプラスのリターンとなりました。

■ポートフォリオについて

投資先ファンドでは、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求しました。期末時点においては、投資先ファンドは、国・地域別では引き続き米国を高位の組み入れとし、格付け別ではB B格やB格が高位の組み入れとなりました。個別銘柄選択の結果、セクター別ではメディアやエネルギー、ヘルスケアセクターなどが高位の組み入れとなりました。

その結果、投資先ファンドでは、米国ハイ・イールド債券市場が上昇したことなどがプラスに寄与しました。

サブ・ファンドでは、米ドル建 米ドルクラスを除き、原則として米ドルの売り、各クラスの取引対象通貨の買いの為替取引を行いました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における投資有価証券の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況 (3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

●投資環境見通し

米国ハイ・イールド債券市場の見通しは依然として不透明であり、米中間の貿易協定やロシア・ウクライナ情勢の動向を注視していきます。このような環境下、米国ハイ・イールド債のファンダメンタルズは良好であり、ボラティリティが高まる中で魅力的なリターンを提供すると期待しています。

●今後の運用方針

引き続き、投資先ファンドを通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求するとともに、米ドル建 米ドルクラスを除き、原則として米ドルの売り、各クラスの取引対象通貨の買いの為替取引を行います。

投資先ファンドは以下の運用方針に基づき運用を行います。

運用に際しては、ボトムアップ戦略による個別銘柄選択を重視します。徹底的なボトムアップ戦略により個別銘柄の評価を行った後、相対的な比較を行いポートフォリオを構築します。セクター別では、住宅や人口の増加などにより足元の収益動向が堅調なメディアセクターを選好する方針です。一方で、インフレによる影響を受けやすい個人への貸し付け等を行う金融サービスセクターについては投資を控えめとする方針です。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬 (副管理報酬を含みます。)	純資産価額の年率0.04%	管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。
投資顧問報酬	純資産価額の年率0.38%	投資顧問報酬は、投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われます。
受託報酬	純資産価額の年率0.01% (最低年間10,000米ドル)	受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われます。
管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬	純資産価額 5億米ドルまでの部分について 5億米ドル超10億米ドルまでの部分について 10億米ドル超の部分について (最低年間45,000米ドル)	対純資産価額の料率 年率0.05% 年率0.04% 年率0.03% 管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価として、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社に支払われます。
保管報酬	合意済の取引手数料の支払、適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受けます。	保管報酬は、保管契約に基づく保管業務の対価として、保管会社に支払われます。
販売報酬	純資産価額の年率0.50%	販売報酬は、投資者からの申込または買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われます。
代行協会員報酬	純資産価額の年率0.05%	代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
その他の費用 (当期)	0.59%	サブ・ファンドの設立に関する費用、投資関連費用、運営費用（弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等を含みます。）、およびその他すべての管理費用として支払われます。

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記載しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 各項目の費用は、サブ・ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

II. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記の各会計年度末および第15会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

<米ドル建 米ドルクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第6会計年度末 (2016年5月末日)	79,839,297.58	11,886,474,624	75.97	11,310
第7会計年度末 (2017年5月末日)	79,687,160.04	11,863,824,387	75.78	11,282
第8会計年度末 (2018年5月末日)	55,628,140.44	8,281,917,549	69.97	10,417
第9会計年度末 (2019年5月末日)	45,194,090.60	6,728,496,209	65.65	9,774
第10会計年度末 (2020年5月末日)	38,159,562.15	5,681,195,613	59.54	8,864
第11会計年度末 (2021年5月末日)	43,956,898.42	6,544,303,037	64.26	9,567
第12会計年度末 (2022年5月末日)	31,317,115.44	4,662,492,147	57.24	8,522
第13会計年度末 (2023年5月末日)	27,675,775.12	4,120,369,400	50.18	7,471
第14会計年度末 (2024年5月末日)	25,202,179.39	3,752,100,468	49.15	7,317
第15会計年度末 (2025年5月末日)	18,405,710.81	2,740,242,225	46.55	6,930
2024年6月末日	25,178,343.29	3,748,551,749	49.14	7,316
7月末日	25,329,287.07	3,771,024,259	49.63	7,389
8月末日	25,211,992.45	3,753,561,436	49.85	7,422
9月末日	24,409,383.03	3,634,068,946	50.24	7,480
10月末日	23,466,223.35	3,493,651,332	49.44	7,361
11月末日	21,696,387.43	3,230,158,161	49.50	7,370
12月末日	21,136,478.69	3,146,798,947	48.64	7,242
2025年1月末日	21,078,018.82	3,138,095,442	48.65	7,243
2月末日	19,442,539.71	2,894,605,312	48.46	7,215
3月末日	18,802,221.20	2,799,274,692	47.47	7,067
4月末日	18,459,243.95	2,748,212,239	46.61	6,939
5月末日	18,405,710.81	2,740,242,225	46.55	6,930

(注1) 上記「純資産価額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値

(1米ドル=148.88円および1豪ドル=97.89円)によります。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。

<米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第6会計年度末 (2016年5月末日)	44,370,907.85	6,605,940,761	39.08	5,818
第7会計年度末 (2017年5月末日)	52,540,658.90	7,822,253,297	46.55	6,930
第8会計年度末 (2018年5月末日)	35,730,907.25	5,319,617,471	38.25	5,695
第9会計年度末 (2019年5月末日)	28,331,968.57	4,218,063,481	34.27	5,102
第10会計年度末 (2020年5月末日)	17,176,650.53	2,557,259,731	22.84	3,400
第11会計年度末 (2021年5月末日)	16,670,005.70	2,481,830,449	24.34	3,624
第12会計年度末 (2022年5月末日)	14,130,756.79	2,103,787,071	24.44	3,639
第13会計年度末 (2023年5月末日)	9,933,678.20	1,478,926,010	20.73	3,086
第14会計年度末 (2024年5月末日)	10,150,384.13	1,511,189,189	19.82	2,951
第15会計年度末 (2025年5月末日)	6,332,404.81	942,768,428	17.10	2,546
2024年6月末日	10,571,782.41	1,573,926,965	18.59	2,768
7月末日	10,430,254.16	1,552,856,239	18.54	2,760
8月末日	10,470,518.77	1,558,850,834	18.66	2,778
9月末日	10,243,662.18	1,525,076,425	19.43	2,893
10月末日	8,263,156.08	1,230,218,677	17.99	2,678
11月末日	7,932,222.17	1,180,949,237	17.41	2,592
12月末日	6,248,367.43	930,256,943	16.48	2,454
2025年1月末日	6,563,938.70	977,239,194	17.40	2,591
2月末日	6,463,742.75	962,322,021	17.23	2,565
3月末日	6,477,890.09	964,428,277	17.44	2,596
4月末日	6,378,333.73	949,606,326	17.20	2,561
5月末日	6,332,404.81	942,768,428	17.10	2,546

＜豪ドル建 豪ドルヘッジクラス＞

	純資産価額		1 口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第6会計年度末 (2016年5月末日)	28,971,897.38	2,836,059,035	67.48	6,606
第7会計年度末 (2017年5月末日)	30,748,145.87	3,009,935,999	66.80	6,539
第8会計年度末 (2018年5月末日)	24,031,976.46	2,352,490,176	61.88	6,057
第9会計年度末 (2019年5月末日)	21,262,195.04	2,081,356,272	58.75	5,751
第10会計年度末 (2020年5月末日)	21,280,136.37	2,083,112,549	53.52	5,239
第11会計年度末 (2021年5月末日)	22,157,478.89	2,168,995,609	58.70	5,746
第12会計年度末 (2022年5月末日)	16,775,247.01	1,642,128,930	53.26	5,214
第13会計年度末 (2023年5月末日)	12,784,678.10	1,251,492,139	47.39	4,639
第14会計年度末 (2024年5月末日)	10,953,641.45	1,072,251,962	47.17	4,617
第15会計年度末 (2025年5月末日)	8,409,362.68	823,192,513	45.96	4,499
2024年6月末日	10,881,743.40	1,065,213,861	47.25	4,625
7月末日	10,372,486.36	1,015,362,690	47.82	4,681
8月末日	10,365,035.21	1,014,633,297	48.11	4,709
9月末日	10,463,802.10	1,024,301,588	48.57	4,755
10月末日	10,010,233.84	979,901,791	47.87	4,686
11月末日	10,036,101.91	982,434,016	48.04	4,703
12月末日	9,865,042.51	965,689,011	47.33	4,633
2025年1月末日	9,840,232.67	963,260,376	47.47	4,647
2月末日	8,960,549.84	877,148,224	47.40	4,640
3月末日	8,779,033.38	859,379,578	46.56	4,558
4月末日	8,399,091.41	822,187,058	45.89	4,492
5月末日	8,409,362.68	823,192,513	45.96	4,499

＜豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス＞

	純資産価額		1 口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第6会計年度末 (2016年5月末日)	7,963,334.51	779,530,815	57.70	5,648
第7会計年度末 (2017年5月末日)	8,324,090.41	814,845,210	69.05	6,759
第8会計年度末 (2018年5月末日)	4,987,245.37	488,201,449	56.82	5,562
第9会計年度末 (2019年5月末日)	4,544,771.82	444,887,713	56.03	5,485
第10会計年度末 (2020年5月末日)	2,945,205.96	288,306,211	39.13	3,830
第11会計年度末 (2021年5月末日)	2,169,239.05	212,346,811	35.86	3,510
第12会計年度末 (2022年5月末日)	2,015,198.18	197,267,750	38.65	3,783
第13会計年度末 (2023年5月末日)	1,521,537.03	148,943,260	36.41	3,564
第14会計年度末 (2024年5月末日)	1,869,292.75	182,985,067	34.41	3,368
第15会計年度末 (2025年5月末日)	1,628,404.42	159,404,509	31.18	3,052
2024年6月末日	1,750,583.82	171,364,650	32.23	3,155
7月末日	1,760,749.09	172,359,728	32.82	3,213
8月末日	1,702,601.41	166,667,652	31.95	3,128
9月末日	1,736,326.28	169,968,980	32.58	3,189
10月末日	1,682,909.82	164,740,042	31.74	3,107
11月末日	1,645,180.53	161,046,722	31.03	3,038
12月末日	1,614,992.09	158,091,576	30.86	3,021
2025年1月末日	1,709,224.67	167,316,003	32.67	3,198
2月末日	1,695,591.81	165,981,482	32.47	3,178
3月末日	1,707,426.57	167,139,987	32.70	3,201
4月末日	1,645,542.03	161,082,109	31.51	3,085
5月末日	1,628,404.42	159,404,509	31.18	3,052

(2) 分配の推移

下記の各会計年度および第15会計年度中における分配の推移は、以下のとおりです。

<米ドル建 米ドルクラス>

	米ドル	円
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	9.60	1,429
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	8.00	1,191
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	7.20	1,072
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	6.75	1,005
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	5.40	804
第11会計年度 (2020年6月1日～2021年5月末日)	5.40	804
第12会計年度 (2021年6月1日～2022年5月末日)	5.40	804
第13会計年度 (2022年6月1日～2023年5月末日)	5.40	804
第14会計年度 (2023年6月1日～2024年5月末日)	5.40	804
第15会計年度 (2024年6月1日～2025年5月末日)	5.40	804
2024年6月	0.45	67
7月	0.45	67
8月	0.45	67
9月	0.45	67
10月	0.45	67
11月	0.45	67
12月	0.45	67
2025年1月	0.45	67
2月	0.45	67
3月	0.45	67
4月	0.45	67
5月	0.45	67

＜米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス＞

	米ドル	円
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	6.40	953
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	6.00	893
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	5.30	789
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	4.35	648
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	3.00	447
第11会計年度 (2020年6月1日～2021年5月末日)	3.00	447
第12会計年度 (2021年6月1日～2022年5月末日)	3.00	447
第13会計年度 (2022年6月1日～2023年5月末日)	3.00	447
第14会計年度 (2023年6月1日～2024年5月末日)	3.00	447
第15会計年度 (2024年6月1日～2025年5月末日)	3.00	447
2024年6月	0.25	37
7月	0.25	37
8月	0.25	37
9月	0.25	37
10月	0.25	37
11月	0.25	37
12月	0.25	37
2025年1月	0.25	37
2月	0.25	37
3月	0.25	37
4月	0.25	37
5月	0.25	37

＜豪ドル建 豪ドルヘッジクラス＞

	豪ドル	円
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	9.60	940
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	8.00	783
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	6.15	602
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	4.95	485
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	3.60	352
第11会計年度 (2020年6月1日～2021年5月末日)	3.60	352
第12会計年度 (2021年6月1日～2022年5月末日)	3.60	352
第13会計年度 (2022年6月1日～2023年5月末日)	3.60	352
第14会計年度 (2023年6月1日～2024年5月末日)	3.60	352
第15会計年度 (2024年6月1日～2025年5月末日)	3.60	352
2024年6月	0.30	29
7月	0.30	29
8月	0.30	29
9月	0.30	29
10月	0.30	29
11月	0.30	29
12月	0.30	29
2025年1月	0.30	29
2月	0.30	29
3月	0.30	29
4月	0.30	29
5月	0.30	29

＜豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス＞

	豪ドル	円
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	6.60	646
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	6.60	646
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	6.60	646
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	6.15	602
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	4.80	470
第11会計年度 (2020年6月1日～2021年5月末日)	4.80	470
第12会計年度 (2021年6月1日～2022年5月末日)	4.80	470
第13会計年度 (2022年6月1日～2023年5月末日)	4.80	470
第14会計年度 (2023年6月1日～2024年5月末日)	4.80	470
第15会計年度 (2024年6月1日～2025年5月末日)	4.80	470
2024年6月	0.40	39
7月	0.40	39
8月	0.40	39
9月	0.40	39
10月	0.40	39
11月	0.40	39
12月	0.40	39
2025年1月	0.40	39
2月	0.40	39
3月	0.40	39
4月	0.40	39
5月	0.40	39

(3) 販売および買戻しの実績

下記の各会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績、ならびに各会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりです。

<米ドル建 米ドルクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第6会計年度	134,486 (134,486)	927,325 (927,325)	1,050,984 (1,050,984)
第7会計年度	334,147 (334,147)	333,627 (333,627)	1,051,504 (1,051,504)
第8会計年度	114,235 (114,235)	370,660 (370,660)	795,079 (795,079)
第9会計年度	91,050 (91,050)	197,673 (197,673)	688,456 (688,456)
第10会計年度	75,455 (75,455)	122,997 (122,997)	640,914 (640,914)
第11会計年度	154,875 (154,875)	111,741 (111,741)	684,048 (684,048)
第12会計年度	81,062 (81,062)	218,020 (218,020)	547,090 (547,090)
第13会計年度	81,292 (81,292)	76,819 (76,819)	551,563 (551,563)
第14会計年度	73,563 (73,563)	112,373 (112,373)	512,753 (512,753)
第15会計年度	9,962 (9,962)	127,349 (127,349)	395,366 (395,366)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。

(注2) 上記の数値は、評価日付で公表された販売および買戻しの実績、ならびに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

＜米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス＞

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第6会計年度	27,902 (27,902)	415,706 (415,706)	1,135,319 (1,135,319)
第7会計年度	208,520 (208,520)	215,190 (215,190)	1,128,649 (1,128,649)
第8会計年度	106,585 (106,585)	301,162 (301,162)	934,072 (934,072)
第9会計年度	74,530 (74,530)	181,954 (181,954)	826,648 (826,648)
第10会計年度	67,340 (67,340)	141,901 (141,901)	752,087 (752,087)
第11会計年度	0 (0)	67,109 (67,109)	684,978 (684,978)
第12会計年度	0 (0)	106,904 (106,904)	578,074 (578,074)
第13会計年度	350 (350)	99,315 (99,315)	479,109 (479,109)
第14会計年度	150,600 (150,600)	117,471 (117,471)	512,238 (512,238)
第15会計年度	62,000 (62,000)	203,880 (203,880)	370,358 (370,358)

＜豪ドル建 豪ドルヘッジクラス＞

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第6会計年度	30,326 (30,326)	156,991 (156,991)	429,333 (429,333)
第7会計年度	140,518 (140,518)	109,575 (109,575)	460,276 (460,276)
第8会計年度	49,419 (49,419)	121,354 (121,354)	388,341 (388,341)
第9会計年度	25,701 (25,701)	52,142 (52,142)	361,900 (361,900)
第10会計年度	74,457 (74,457)	38,742 (38,742)	397,615 (397,615)
第11会計年度	34,963 (34,963)	55,135 (55,135)	377,443 (377,443)
第12会計年度	18,415 (18,415)	80,884 (80,884)	314,974 (314,974)
第13会計年度	3,848 (3,848)	49,019 (49,019)	269,803 (269,803)
第14会計年度	11,345 (11,345)	48,941 (48,941)	232,207 (232,207)
第15会計年度	0 (0)	49,240 (49,240)	182,967 (182,967)

＜豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス＞

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第6会計年度	2,802 (2,802)	42,180 (42,180)	138,013 (138,013)
第7会計年度	18,195 (18,195)	35,660 (35,660)	120,548 (120,548)
第8会計年度	1,854 (1,854)	34,631 (34,631)	87,771 (87,771)
第9会計年度	3,902 (3,902)	10,556 (10,556)	81,117 (81,117)
第10会計年度	0 (0)	5,853 (5,853)	75,264 (75,264)
第11会計年度	0 (0)	14,772 (14,772)	60,492 (60,492)
第12会計年度	0 (0)	8,346 (8,346)	52,146 (52,146)
第13会計年度	0 (0)	10,358 (10,358)	41,788 (41,788)
第14会計年度	17,800 (17,800)	5,265 (5,265)	54,323 (54,323)
第15会計年度	0 (0)	2,104 (2,104)	52,219 (52,219)

III. 純資産額計算書

(2025年5月末日現在)

I	資産総額	31, 863, 611. 08米ドル	4, 743, 854, 418円
II	負債総額	655, 151. 41米ドル	97, 538, 942円
III	純資産総額 (I - II)	31, 208, 459. 67米ドル	4, 646, 315, 476円
IV 発行済口数	米ドル建 米ドルクラス	395, 366口	
	米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	370, 358口	
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	182, 967口	
	豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	52, 219口	
V 1口当たり 純資産価格	米ドル建 米ドルクラス	46. 55米ドル	6, 930円
	米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	17. 10米ドル	2, 546円
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	45. 96豪ドル	4, 499円
	豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	31. 18豪ドル	3, 052円

(注) 上記の表における資産総額、負債総額および純資産総額は、評価日付で公表された資産総額、負債総額および純資産総額を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。詳細は、後記「IV. ファンドの経理状況

(2) 損益計算書 財務書類に対する注記」をご参照ください。

IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=148.88円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

独立監査人の報告書

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションの受託会社としての地位のみにおけるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

意見

我々は、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである、外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（以下「サブ・ファンド」という。）の2025年5月31日現在の資産負債計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の関連する注記を含む損益計算書および純資産変動計算書ならびに財務ハイライトについて監査を実施した（以下、総称して「財務書類」という。）。

我々は、添付の財務書類は、2025年5月31日現在のサブ・ファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績、純資産変動および財務ハイライトを、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「U.S. GAAS」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、我々の監査に関する倫理要件に従ってサブ・ファンドから独立した立場にあり、また我々のその他の倫理的な義務を果たすことが求められる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示する責任、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類を作成し、および適正表示に関する内部統制を立案、実施および維持する責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、財務書類が発行可能となった日から1年間、全体的に考慮して、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力について重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを評価することが求められる。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類全体について重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得ること、および我々の意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、絶対的な確証ではなく、したがって、U.S. GAASに準拠して行われる監査が、重大な虚偽記載が存在する場合に常に発見することを保証するものではない。不正による重大な虚偽記載を発見できないリスクは、不正が共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、誤謬による重大な虚偽記載を発見できないリスクに比べて、より大きい。虚偽記載は、単独でまたは全体として、財務書類に基づく合理的な利用者による判断に影響を及ぼす実質的な可能性がある場合に、重大とみなされる。

U S G A A S に準拠した監査を行うに当たり我々は以下を実行する。

- ・監査中、専門的判断を下し、職業的懐疑心を保つ。
- ・不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定および実行する。当該手続には、財務書類中の金額や開示に関する証拠を試査により評価することが含まれる。
- ・サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制について理解する。したがって、それに関する意見表明はされない。
- ・使用された会計方針の適切性および経営陣が行った会計上の重要な見積りの合理性を評価し、財務書類の全体的な表示を査定する。
- ・我々の判断において、全体的に考慮して、サブ・ファンドが継続企業として合理的な期間にわたりて存続する能力について重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを結論づける。

我々は、とりわけ計画した監査の範囲および時期、重大な監査所見ならびに我々が監査中に認識した特定の内部統制に関連する事項に関して内部統制の責任者に報告することが求められる。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年9月17日



Report of independent auditors

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection (the "Fund"), a sub-trust of Kokusai Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of May 31, 2025, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended, including the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as of May 31, 2025, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are required to be independent of the Fund and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1- 1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky



Report of independent auditors (continued)

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

A handwritten signature in black ink, appearing to read "PricewaterhouseCoopers", is placed over the PwC logo.

September 17, 2025

(1) 貸借対照表

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

資産負債計算書

2025年5月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資 (個別原価: 29,933,281米ドル)	29,961,867	4,460,723
現金	1,779,583	264,944
外国通貨 (原価: 517米ドル)	517	77
外国為替予約取引に係る未実現評価益	166,056	24,722
未収金:		
投資有価証券売却	29	4
資産合計	31,908,052	4,750,471
負債		
外国為替予約取引に係る未実現評価損	94,709	14,100
未払金:		
投資有価証券購入	101,939	15,177
分配	319,400	47,552
未払印刷費	61,533	9,161
未払専門家報酬	44,022	6,554
未払販売報酬	26,008	3,872
未払登録費	22,689	3,378
未払投資顧問報酬	10,998	1,637
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	8,685	1,293
未払保管報酬	2,777	413
未払代行協会員報酬	2,619	390
未払受託報酬	2,439	363
未払管理報酬	1,774	264
負債合計	699,592	104,155
純資産	31,208,460	4,646,316
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	5,420,675	807,030
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	1,049,669	156,275
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	6,332,405	942,768
米ドル建 米ドルクラス	18,405,711	2,740,242
	31,208,460	4,646,316

	米ドル	千円
発行済受益証券口数		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	182,967 口	
豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	52,219 口	
米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	370,358 口	
米ドル建 米ドルクラス	395,366 口	
受益証券 1 口当たり純資産価格		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	29.63	4,411 円
豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	20.10	2,992 円
米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	17.10	2,546 円
米ドル建 米ドルクラス	46.55	6,930 円

注記は、財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

損益計算書

2025年5月31日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取利息	6,105	909
投資収益合計	6,105	909
費用		
販売報酬	189,330	28,187
投資顧問報酬	143,890	21,422
印刷費	89,031	13,255
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	51,909	7,728
専門家報酬	48,860	7,274
登録費	45,768	6,814
代行協会員報酬	18,933	2,819
管理報酬	15,146	2,255
保管報酬	13,324	1,984
受託報酬	9,887	1,472
費用合計	626,078	93,210
投資純損失	(619,973)	(92,302)
実現および未実現利益／（損失）：		
実現純利益／（損失）：		
投資先ファンドの売却	(2,183,205)	(325,036)
投資先ファンドからの分配	2,842,136	423,137
外国通貨取引および外国為替予約取引	(927,052)	(138,020)
実現純損失	(268,121)	(39,918)
未実現評価益／（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	2,518,832	375,004
外国通貨取引および外国為替予約取引	72,275	10,760
未実現評価益の純変動	2,591,107	385,764
実現および未実現純利益	2,322,986	345,846
運用による純資産の純増加	1,703,013	253,545

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
 純資産変動計算書
 2025年5月31日に終了した年度

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加／（減少）		
投資純損失	(619,973)	(92,302)
実現純損失	(268,121)	(39,918)
未実現評価益の純変動	2,591,107	385,764
運用による純資産の純増加	1,703,013	253,545
受益者への分配		
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(4,407,777)	(656,230)
純資産の純減少	(9,896,945)	(1,473,457)
純資産		
期首	43,810,169	6,522,458
期末	31,208,460	4,646,316

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
 純資産変動計算書 (続き)
 2025年5月31日に終了した年度

	豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス	豪ドル建 ブラジル・レアル ヘッジクラス
サブ・ファンドの受益証券取引		
受益証券口数		
発行	一 口	一 口
買戻し	(49,240) 口	(2,104) 口
受益証券口数の純変動	(49,240) 口	(2,104) 口
金額		
発行	— 米ドル	— 千円
買戻し	(1,507,796) 米ドル	(224,481) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	(1,507,796) 米ドル	(224,481) 千円
米ドル建 ブラジル・レアル ヘッジクラス		
サブ・ファンドの受益証券取引		
受益証券口数		
発行	62,000 口	9,962 口
買戻し	(203,880) 口	(127,239) 口
受益証券口数の純変動	(141,880) 口	(117,277) 口
金額		
発行	1,172,300 米ドル	174,532 千円
買戻し	(3,720,950) 米ドル	(553,975) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	(2,548,650) 米ドル	(379,443) 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
 財務ハイライト
 2025年5月31日に終了した年度

1口当たり主要データ：

	豪ドル建	豪ドルヘッジクラス
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	31.34	4,666
投資純損失 [±]	(0.51)	(76)
投資による実現および未実現純利益	1.14	170
投資運用による利益合計	0.63	94
受益者への分配	(2.34)	(348)
期末1口当たり純資産価格	29.63	4,411
トータル・リターン*	1.99	%
期末純資産	5,420,675	807,030,094
平均純資産に対する費用比率	1.67	%
平均純資産に対する純投資損失比率	(1.66)	%
	豪ドル建	ブラジル・レアルヘッジクラス
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	22.86	3,403
投資純損失 [±]	(0.35)	(52)
投資による実現および未実現純利益	0.71	106
投資運用による利益合計	0.36	54
受益者への分配	(3.12)	(465)
期末1口当たり純資産価格	20.10	2,992
トータル・リターン*	2.00	%
期末純資産	1,049,669	156,274,721
平均純資産に対する費用比率	1.70	%
平均純資産に対する純投資損失比率	(1.68)	%

± 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

* トータル・リターンは分配金再投資の影響（もしあれば）を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
 財務ハイライト (続き)
 2025年5月31日に終了した年度

期首1口当たり純資産価格

投資純損失±

投資による実現および未実現純利益

投資運用による利益合計

受益者への分配

期末1口当たり純資産価格

	米ドル建	ブラジル・レアルヘッジクラス
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	19.78	2,945
投資純損失±	(0.29)	(43)
投資による実現および未実現純利益	0.61	91
投資運用による利益合計	0.32	48
受益者への分配	(3.00)	(447)
期末1口当たり純資産価格	17.10	2,546

トータル・リターン*

2.09 %

期末純資産

6,332,405 942,768,456

平均純資産に対する費用比率

1.61 %

平均純資産に対する純投資損失比率

(1.58) %

期首1口当たり純資産価格

投資純損失±

投資による実現および未実現純利益

投資運用による利益合計

受益者への分配

期末1口当たり純資産価格

	米ドル建	米ドルクラス
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	49.07	7,306
投資純損失±	(0.81)	(121)
投資による実現および未実現純利益	3.69	549
投資運用による利益合計	2.88	429
受益者への分配	(5.40)	(804)
期末1口当たり純資産価格	46.55	6,930

トータル・リターン*

5.95 %

期末純資産

18,405,711 2,740,242,254

平均純資産に対する費用比率

1.66 %

平均純資産に対する純投資損失比率

(1.64) %

± 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

* トータル・リターンは分配金再投資の影響（もしあれば）を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト

ー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2025年5月31日に終了した年度

1. 組織

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（旧：ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ）（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2010年9月28日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。現在は、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスの4クラスの受益証券の募集を行っている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである（以下「機能通貨」または「米ドル」という。）。受託会社は運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスの運営通貨は豪ドル、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスの運営通貨は米ドルである。運営通貨に換算した豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスの2025年5月31日現在の受益証券1口当たり純資産価格はそれぞれ45.96豪ドルおよび31.18豪ドルであった。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づきミューチュアル・ファンドとして登録されており、当該ミューチュアル・ファンド法に基づき規制を受けている。ファンドは、規制を受けているミューチュアル・ファンドとしてケイマン諸島金融庁の監督下に置かれている。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラストのシリーズ・トラストであるU.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドのU.S.H.Y.F.ノン・ヘッジ・クラス（以下「投資先ファンド」という。）への投資を通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いイン

カム収益と元本の成長を提供することである。ハイ・イールド債とは、格付機関により B B +以下もしくは B a 1 以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会（以下「F A S B」という。）の会計基準編纂書「トピック946金融サービス—投資会社」における投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2024年6月1日からサブ・ファンドの会計年度末である2025年5月31日の期間に関するものである。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. G A A P」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U. S. G A A Pに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日および受託会社が決定するその他の日（それぞれ「会計日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドの全ての資産および負債を考慮して計算される。米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は米ドル建で計算されるが、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は米ドル建で計算され豪ドルに換算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は通常各「営業日」（ニューヨーク、ロンドンおよび東京における国、州または地域の銀行が営業を行っている日、かつロンドン証券取引所（以下「L S E」という。）およびニューヨーク証券取引所（以下「N Y S E」という。）が取引を行っている日、または管理会社が隨時決定するその他の日）において計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、U. S. G A A Pに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層を用いて投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下のとおりである。

- ・ レベル1—公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・ レベル2—公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産また

は負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。

- ・ レベル3－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2025年5月31日現在、投資先ファンドに対する投資は、純資産価額で測定され、デリバティブに対する投資は、レベル2インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社のための会計指針に従って1株当たり純資産価格で計算された投資先ファンドに対する投資の公正価値を見積もるにあたり、U. S. G A A Pに準拠した正式な解釈指針に従う。その結果、当該投資対象の1株当たり純資産価格が、公正価値を表象しているとサブ・ファンドが判断した場合には、サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資の公正価値を当該投資対象の1株当たり純資産価格（またはこれに相当するもの。）で計上し、それ以上の調整は行わない（実務的簡便法）。投資会社のための会計指針は、サブ・ファンドが実務的簡便法を行うことについて、報告対象の測定日現在の投資会社のための会計指針に準拠して決定された投資対象の1株当たり純資産価格である場合に限り認めている。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「O T C」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約、上場オプション契約および外国為替予約取引）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

O T Cデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）の評価は、それが入手可能かつ信頼性のあるものと考えられる場合、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いて行なわれる。評価モデルが使用される場合、O T Cデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。外国為替予約取引のようなO T Cデリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性がより低いものまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらのより流動性の低いOTCデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、投資顧問会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2025年5月31日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。

投資対象*	同一の投資対象の活発な市場における （未調整の）公表価格			重要な観察可能なイン プット	重要な観察不能なイン プット	純資産価額で測定し た投資	2025年5月31日現在の 公正価値
	(レベル1)	(レベル2)	(レベル3)				
投資先ファンドへの投資							
コクサイ・トラストのサブ・ファン ドの1つであるUS HIGH-YIELD BOND FUND・ファ ンドのUSHYF ノン・ヘッジ・ク ラス	\$	—	\$	—	\$	29,961,867	\$
投資先ファンドへの投資合計	\$	—	\$	—	\$	29,961,867	\$
金融デリバティブ商品**							
資産							
外国為替予約取引	\$	—	\$	166,056	\$	—	\$
負債							
外国為替予約取引	\$	—	\$	(94,709)	\$	—	\$
* 有価証券の分類に関する詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。							
**外国為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益／（評価損）で評価され ている。							

2025年5月31日に終了した年度に、レベル3へのまたはレベル3からの移動はなかった。サブ・ファンドは、各レベルへまたは各レベルから移動した投資を年度末に計上している。

2025年5月31日時点において、レベル3に該当する有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき計上される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は、分配日現在の各クラスに対しその持分割合に応じて割り当てられる。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月24日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）に、全てのクラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2025年5月31日に終了した年度に宣言され支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$ 480,829
豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	165,113
米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	1,338,909
米ドル建 米ドルクラス	2,422,926
合計	\$ 4,407,777

(F) 現金および外貨

保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替評価損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(G) 定期預金

サブ・ファンドは、投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰現金残高を一または複数の適格預金機構の翌日払定期預金に預け入れる場合がある。これは、サブ・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(H) 外国為替予約取引

外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、日本円投資者の為替リスクヘッジ

の目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することができる。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、見積りヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したように合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。リターンの向上を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

2025年5月31日現在の未決済外国為替予約取引は、投資有価証券明細表に記載されている。

(I) デリバティブ商品

A S C 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益／（損失）または未実現評価益／（評価損）の純変動として損益計算書に反映される。2025年5月31日に終了した年度中、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

以下は、リスク・エクスポージャーごとに分類されたサブ・ファンドのデリバティブ商品の公正な評価の要約である。

2025年5月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク*
デリバティブ資産	
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 166,056
デリバティブ負債	
外国為替予約取引に係る未実現評価損	\$ (94,709)

* 総額は資産負債計算書の外国為替予約取引に係る未実現評価益／（評価損）に記載されている。

2025年5月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）	
外国為替予約取引に係る実現純損失*	\$ (927, 127)
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益／（評価損） の変動	
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動**	\$ 72, 277

* 損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引の実現利益／（損失）として表示される額に含まれている。

**損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引による未実現評価益／（評価損）の純変動として表示される額に含まれている。

2025年5月31日に終了した年度における外国為替予約取引の月間平均名目元本は以下のとおりであった。

サブ・ファンド・レベル*	\$ 54, 032
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$ 19, 974, 691
豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	\$ 3, 427, 794
米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス	\$ 26, 076, 993

* 全てのクラスにおいて外国為替予約取引が存在した。外国為替予約取引は本年度中、1ヵ月間存在した。

3. 投資先ファンド

以下の情報は、投資先ファンドの2025年5月31日付の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2025年5月31日現在の情報と一致している。

3. 1. 投資先ファンドの組織

(本「3. 投資先ファンド」中の) U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」という。）は、コクサイ・トラスト（以下「ファンド」という。）の3つ目のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島の信託法（改訂済）（以下「信託法」という。）に基づいて2009年9月2日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託のもとで2010年7月23日付の追補証書（以下「追補証書」という。）によって設立された。ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインターラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「投資先ファンドの受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、三菱U F Jアセットマネジメント株式会社（旧：三菱U F J国際投信株式会社）により設立された日本の複数の投資信託および三菱U F Jアセットマネジメント株式会社が投資顧問業務を提供するケイマン諸島の1つの投資信託（外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション）のために設立された。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済。隨時改訂される。）に基づ

きミューチュアル・ファンドとしての規制を受けている。ファンドは、ケイマン諸島の信託法に基づき免税信託として登録されている。ファンドおよびU.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券は、いずれも1933年米国証券法に基づく登録を行っておらず、かつ行う予定はなく、またファンドは、1940年米国投資会社法に基づく登録を行っておらず、かつ行う予定はない。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改訂済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドから投資者に対して、U.S.HYF豪ドル・クラス、U.S.HYFブラジル・レアル・クラス、U.S.HYF日本円クラス、U.S.HYFノン・ヘッジ・クラス、U.S.HYF新トルコ・リラ・クラスおよびU.S.HYF米ドル・クラスの6クラスの受益証券が募集されている。U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドは受益証券の販売による手数料その他の報酬を得ていない。

U.S.HYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、日本円で申込みが行われる。U.S.HYFノン・ヘッジ・クラスは、米ドルで申込みが行われる。U.S.HYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、為替予約取引または直物為替先渡取引を用いてクラスの表示通貨を米ドルに対してヘッジする。

U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである（以下「機能通貨」または「米ドル」という。）。投資先ファンドの受託会社は、運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され付けられる。米ドルで報告されるU.S.HYFノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスの運営通貨は日本円である。運営通貨に換算した受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりであった。

U.S.HYF豪ドル・クラス	¥	0.8006
U.S.HYFブラジル・レアル・クラス	¥	0.3430
U.S.HYF日本円クラス	¥	0.7017
U.S.HYF新トルコ・リラ・クラス	¥	0.0464
U.S.HYF米ドル・クラス	¥	1.3653

U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「投資先ファンドの投資顧問会社」という。）である。

U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資目的は、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求しつつ、米ドルの外国為替エクスポージャーを該当クラスにより表示される選択された通貨（日本円、豪ドル、ブラジル・レアルおよび新トルコ・リラ）に変換することである。U.S.HYFリソーシズ・カレンシー・クラスは、一般に対米ドルでヘッジされた豪ドル、ブラジル・レアル、日本円およびトルコ・リラ建の外国為替予約ロング・ポジションを含む、リソーシズ通貨バスケットを使用して対米ドルでヘッジされる。

U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドは投資会社に分類されているため、「財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の会計基準編纂書トピック946金融サービス—投資会社」における

る投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

3. 2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの財務書類は、2024年6月1日からU.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの会計年度末である2025年5月31日の期間に関するものである。以下は、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U.S. G A A P」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S. G A A Pに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」という。）は、投資先ファンドの受託会社の最終的な許可の下、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの全ての資産評価を行う。U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、各「営業日」（ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日ならびにニューヨーク市および日本における銀行が営業を行っている日のうち、ロンドンの銀行もしくはロンドン株式市場（以下「LSE」という。）の休日を除いた日、または投資先ファンドの受託会社が決定するその他の日（以下、それぞれ「会計日」という。））に計算される。U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの全ての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額が米ドル建で算出されるU.S.HY.Fノン・ヘッジ・クラスを除き、米ドル建で計算され、日本円建に換算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、通常、ロンドンの銀行またはLSEの休日を除く毎営業日に計算され、受益証券1口当たり純資産価格の数値は、小数第4位に調整される。

投資収益、費用ならびに投資による実現および未実現利益（損失）は、各クラスの日次純資産に基づき、各U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの各種クラスに配分される。ただし、それら固有のクラスに配分されるクラス固有の外国為替予約取引から生じる損益は除く。

(B) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券の発行市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格決定サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡し基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。上場オプション、上場先物および上場先物オプションは、関連取引所により決定さ

れる決済価格で評価される。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関する通貨の評価額の変動に影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）が休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価額が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、投資先ファンドの受託会社により誠実に決定された公正価値で評価される。投資先ファンドの受託会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、投資先ファンドの受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指標を参照して決定される。

U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。投資先ファンドの受託会社は、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが純資産価額を決定するために、公正価値を決定する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、投資顧問会社または投資顧問会社の指示に基づき行為する者により、公正価値を正確に反映すると判断されるその他の方法で価格を決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの方針は、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、投資先ファンドの受託会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にU.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは保証できない。U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に對して重大な差異となり得る。

公正価値測定—U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、U.S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層を用いて投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下のとお

りである。

- ・ レベル1－公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・ レベル2－公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・ レベル3－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、重大な判断が要求され、また、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えられている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

重要な観察不能なインプットを使用して公正な評価をするため、U. S. G A A Pは、期間中の公正価値ヒエラルキーのレベル3への移動およびレベル3からの移動ならびにレベル3資産および負債の購入および発行の開示を要求している。また、U. S. G A A Pは、公正価値ヒエラルキーにおいてレベル3に分類された資産または負債の公正価値の決定に使用された重要な観察不能なインプットについて、定量的情報を要求している。U. S. G A A Pの要件に従って、公正価値ヒエラルキー、重要な観察不能なインプットの詳細は、U S・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの財務書類に対する注記に含まれている。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、普通株式が含まれる。当該金融商品は、ファンドが大きなポジションを保有しているために、ファンドがその証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、公表価格を使用する。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。これらの有価証券には、適格投資社債、ソブリン債、いくつかの優先株式および短期金融証券が含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。

レベル3に分類される投資有価証券は、その取引がまれであることから、重要な観察不能なイ

ンプットを有する。レベル3投資有価証券には、優先株式、ワラント、一定の社債および一定の普通株式が含まれる。

評価には本質的に不確実性が伴うため、財務書類に反映された評価額は、当該投資有価証券が実際に売却された場合に得られる価額と大幅に異なることがある。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「OTC」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

外国為替予約取引を含むOTCデリバティブは、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのようなOTCデリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性がより低いものまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらのOTCデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用されることがある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要なと考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2025年5月31日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。

投資対象*	同一の投資対象の 活発な市場における (未調整の) 公表価 格 (レベル 1)			重要なその他の観察 可能なインプット (レベル 2)	重要な観察不能な インプット (レベル 3)	2025年5月31日 現在の公正価値
	（	）	（	）	（	）
確定利付証券						
オーストリア	\$	-	\$	156,440	\$	- \$ 156,440
カナダ		-		3,528,279	-	3,528,279
フランス		-		591,657	-	591,657
アイルランド		-		59,894	-	59,894
ルクセンブルグ		-		1,134,559	-	1,134,559
多国籍		-		2,149,003	-	2,149,003
オランダ		-		382,051	-	382,051
スペイン		-		190,252	-	190,252
英国		-		395,493	-	395,493
アメリカ合衆国		-		67,852,433	162,564	68,014,997
普通株式						
ルクセンブルグ		-		1,029,795	-	1,029,795
英国		14,400			-	14,400
アメリカ合衆国		117,893			584,880	702,773
優先株式						
アメリカ合衆国		-		-	286,546	286,546
短期投資商品						
定期預金		-		1,681,630	-	1,681,630
投資対象合計	\$	132,293	\$	79,151,486	\$	1,033,990
						80,317,769
金融デリバティブ商品**						
資産						
外国為替予約取引	\$	-	\$	500,772	\$	- \$ 500,772
負債						
外国為替予約取引	\$	-	\$	(220,403)	\$	- \$ (220,403)

* 有価証券の分類に関する詳細については、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。
** 外国為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益／（評価損）で評価されている。

以下は、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの重要な観察不能なインプット（レベル3）を使用した公正な評価の、2025年5月31日に終了した年度における購入、発行および移動の概要である（該当する場合）。

有価証券に対する投資	購入	売却	レベル3への移動	レベル3からの移動
確定利付証券	\$ 129,675	\$ (19,183)	\$ -	\$ -
普通株式	256,887	(279,052)	-	(1,029,795)
優先株式	-	(299,331)	-	-
投資有価証券合計	\$ 386,562	\$ (597,566)	\$ -	\$ (1,029,795)

レベル3からレベル1および2への移動は、通常の業務過程において、ブローカーの気配値または現在もしくは信頼性のある市場ベースのデータの欠如により重要な観察不能なインプットを利用する評価手法の使用（レベル3）から、価格情報が使用する手法の使用（レベル1および2）へ変更された結果である。

以下の表は、2025年5月31日現在のU.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドのレベル3投資有価証券の公正価値を決定する際に使用する評価手法および観察不能なインプットを要約したものである。以下の開示は676,858米ドルで評価された投資を除くものであり、当該評価はブローカーの気配値に基づいている。

2025年					
資産の種類	5月31日現在 の公正価値	評価手法	観察不能な インプット	インプットの上昇が 評価に与える影響	
			インプット	インプット	評価に与える影響
確定利付証券	\$ 161,884	企業価値（E V）	控訴裁判リスクに 対する割引	20%	低下
			E B I T D A倍率	11.33	上昇
普通株式	195,248	企業価値（E V）	控訴裁判リスクに 対する割引	20%	低下
			E B I T D A倍率	11.33	上昇
合計	\$ 357,132				

(C) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は約定日現在において計上される。発行日取引基準または遅延引渡基準で売買される有価証券は、取引日から1ヶ月後またはそれより後に決済される場合がある。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り基準に基づき償却／増価される。ディスカウントの増価およびプレミアムの償却を調整された受取利息は、発生主義で計上される。回収が期待されない有価証券に係るクーポン収入は、認識されない。プレミアムの償却およびディスカウントの増価は最終利回りベースで計上される。その他の収入には定期預金からの金利収入が含まれる場合がある。

(D) 分配方針

U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、分配宣言および分配金の再投資（現金または現物による）手続をクラス毎に行う。分配は、月次ベースで行う予定であり、その金額は、(i) 実現純キャピタル・ゲイン（ヘッジ・ポジションを含む。）、未実現純キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出された正（プラス）の総額、ならびに、(ii) 各クラスの純資産総額にポートフォリオの利回りを乗じて計算される、有価証券ポートフォリオの利回りに基づく見積りの理論上の収益からファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム（費用）を控除した金額のいずれか大きい

金額として計算することが検討されている。

U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、管理事務代行会社によって上記により決定された大きい方の金額を月次ベースで、各クラスの受益者に対して分配を宣言し、また分配金を再投資する。U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、前月の最終営業日または投資先ファンドの受託会社が単独の裁量によって決定するその他の日（以下「基準日」という。）に当月の分配を宣言し、また、通常、当月の10暦日目の日より前（当該日が営業日でない場合またはロンドンの銀行またはロンドン証券取引所が休日の場合には、翌営業日）か、または投資先ファンドの受託会社がその単独の裁量によって決定するその他の日（以下「配当日」という。）において当該分配を行う。

各クラスの既存の受益者は、分配の再投資を選択したため、該当する配当日に受益証券が発行される。

2025年5月31日に終了した年度に宣言され再投資された分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額
U.S.HYF豪ドル・クラス	\$ 578,644
U.S.HYFブラジル・レアル・クラス	1,561,900
U.S.HYF日本円クラス	142,961
U.S.HYFノン・ヘッジ・クラス	2,842,208
U.S.HYF新トルコ・リラ・クラス	5,125,422
U.S.HYF米ドル・クラス	1,305,610
合計	\$ 11,556,745

(E) 現金および外貨

U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する米ドル以外の通貨建有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差評価損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブによる為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 定期預金

U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰現金残高をひとつまたは複数の適格預金機関の翌日払定期預金に預け入れる。これは、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(G) 制限付証券

制限付証券とは、適用される証券法に基づく登録が行われない限り一般向けに転売することが

できない証券または転売を禁止もしくは制限する契約上の制限がある証券である。適用される証券法に基づく登録が行われていない私募証券がこれに含まれる場合がある。制限付証券は取引所に上場することができない場合があり、活発な取引市場を有していない場合がある。制限付証券は流動性を欠く場合がある。U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、急な通知ではそれらを売却できない場合や、現在の価額を下回る価格でしか売却できない場合がある。また、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、制限付証券の発行者に関する限られた情報しか入手できないために、損失を予測することが難しい場合がある。さらに、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの運用担当者が発行者に関する重要な非公開情報を入手した場合、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドはその結果として当該有価証券を売却できなくなる可能性がある。2025年5月31日時点で保有されている制限付証券は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) 外国為替予約取引

U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドはU.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関する外国為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドは評価額の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2025年5月31日現在において未決済の外国為替予約取引は、投資有価証券明細表に記載されている。

(I) デリバティブ商品

A.S.C 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、デリバティブ商品をA.S.C 815に基づくヘッジ商品に指定しない。

U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、先物および外国為替予約取引を含む様々なデリバティブ商品（各商品の主たるリスク・エクスポージャーを金利リスク、信用リスクまたは為替リスクとする。）を主に売買目的で、取引することができる。外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現評価益（評価損）の純変動として損益計算書に反映される。2025年5月31日に終了した年度中、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

以下は、リスク・エクスポージャーごとに分類されたU.S.ハイ・イールド・ボンド・ファン

ドのデリバティブ商品の公正な評価の要約である。

2025年5月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

AS C815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置

外国為替リスク*

デリバティブ資産

外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$	500,772
-------------------	----	---------

デリバティブ負債

外国為替予約取引に係る未実現評価損	\$	(220,403)
-------------------	----	-----------

* 総額はU.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの資産負債計算書の外国為替予約取引に係る未実現評価益／（評価損）に記載されている。

2025年5月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

AS C815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置

外国為替リスク

運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）

外国為替予約取引に係る実現純利益*	\$	1,388,218
-------------------	----	-----------

運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）の変動

外国為替予約取引に係る未実現評価損の純変動**	\$	(137,896)
-------------------------	----	-----------

* U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引の実現利益／（損失）として表示される額に含まれている。

**U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引による未実現評価益／（評価損）の純変動として表示される額に含まれている。

2025年5月31日に終了した年度における外国為替予約取引の月間平均名目元本は以下のとおりであった。

U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・レベル*	\$	175,789
U.S.H.Y.F豪ドル・クラス	\$	25,174,281
U.S.H.Y.Fブラジル・レアル・クラス	\$	37,587,121
U.S.H.Y.F日本円クラス	\$	16,632,276
U.S.H.Y.F新トルコ・リラ・クラス	\$	33,307,054

* 全てのクラスにおいて外国為替予約取引が存在した。U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・レベルの為替予約取引は本年度中、1ヵ月間存在した。

U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、取引相手方との間で隨時締結されるOTCデリバティブおよび外国為替取引について規定する、国際スワップ・デリバティブ協会基本契約、国際外国為替標準契約、または外国為替およびオプション標準契約等の基本相殺契約（以下「基本

契約」という。)の契約当事者である。基本相殺契約には、とりわけ当事者の一般義務、表明、合意、担保要件、不履行事由および早期解除に関する規定が定められることがある。

担保要件は、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの各取引相手方に対するネット・ポジションに基づき決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関の発行する債券またはU.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドと該当取引相手方との間で合意されたその他の証券のいずれかの形態とすることができます。特定の取引相手方については、基本相殺契約の規定に基づき、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して差し入れられた担保(もしあれば)はU.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの保管会社によって別勘定にて管理されており、そのうち売却または転質が可能なものについては投資有価証券明細表に記載されている。U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの設定した担保(もしあれば)については、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定されている。2025年5月31日現在、担保に供された有価証券または現金は存在しない。

U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産が減少し一定の基準値を一定期間にわたり下回った場合、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して適用可能な解除事由が生じる。また取引相手方の信用格付が一定の水準を下回った場合も、取引相手方に対して適用可能な解除事由が生じる。いずれの場合も、当該事由が生じた場合、他方当事者は早期解除を選択することができ、かかる解除当事者の合理的な決定に従い、早期解除に伴い発生した損失および費用の支払を含め、未決済のデリバティブおよび外国為替予約取引を全て清算することができる。U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの1つ以上の取引相手方が早期解除を選択する判断をした場合、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの将来のデリバティブ活動に影響が及ぶ可能性がある。

(J) 受益証券

2025年5月31日現在、発行済受益証券は全て、三菱UFJアセットマネジメント株式会社によって設立された二名の受益者により保有されている。当該二受益者は、純資産における持分を全て保有している。

受益証券は、クラス別に発行され、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの利益および分配において適用可能な範囲で、以下に詳述されるとおり、純資産価額の割合で按分され、また償還時には、資産について純資産価額割合で按分される。受益証券は、無額面であり、発行時に全額が払い込まれなければならず、優先権や新受益証券引受権を有しない。管理事務代行会社は、1口でまたは端数口で受益証券を発行することができる。

投資先ファンドの受託会社は、受益者が保有する全てまたは一部の受益証券を買い戻すことができる。これは、受益者に開示された交換または転換方針を実行するためであり、その方法は、あるクラスの受益証券(以下「旧受益証券」という。)を他のクラスの受益証券(以下「新受益証券」という。)に交換するにあたり、受益者のために旧受益証券を買い戻した直後に当該買戻代金で新受益証券を再申込みすることによって行われる。

U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドにおける当初募集後の受益証券は、購入時における該当クラスの純資産価額で購入される。各クラスの各受益証券は、該当する受益証券クラスに適切に配分されたファンド資産に参加する権利を有している。投資先ファンドの受託会社によって、端数の受益証券が発行されることがある。受益証券は全て、投資先ファンドの受託会社の裁量で

発行される。

米ドル建で支払われるU S H Y F ノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき発行金額は日本円建で支払われる。米ドルで決定されるU S H Y F ノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき純資産価額は日本円建で決定される。U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨は米ドルとする。

投資先ファンドの受託会社は、既存の受益者の同意を得ることなく、ファンドの新規シリーズおよび／またはU S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの新規クラスを異なる申込通貨または機能通貨で設定することができる。

受益証券の申込み

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休日ならびに投資先ファンドの受託会社がその裁量により決定するその他の日時を除く毎営業日に、受益証券の申込みを受諾する（以下、それぞれの日を「申込日」という。）。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、単独の裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒否することができる。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、単独の裁量により最低当初発行金額を放棄することができる。追加受益証券は、申込日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格で発行される。

買戻し

受益者は、L S E またはロンドンの銀行の休日を除く毎営業日ならびに投資先ファンドの受託会社がその裁量により決定するその他の日時（以下、それぞれの日を「買戻日」という。）に、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して、保有する受益証券の全てまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日のN Y S E の終了時前または投資先ファンドの受託会社が適切とみなす時刻までに買戻日現在の受益証券買戻請求を提示しなければならない。当該時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領したものとみなされる。

買戻請求は、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買戻しを行う受益証券の日本円もしくは米ドルでの金額のいずれかを特定しなければならない。

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、当該買戻し日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

投資先ファンドの受託会社は、その単独の裁量またはその委任された権限により、受益者による買戻しの条件を放棄または修正することができる。

譲渡

受益証券の募集は1933年米国証券法（改訂済）に基づいて登録されていないため、各購入者は、受益証券を投資目的で購入しており、譲渡目的または当該受益証券の全部もしくは一部を処分する目的ではないことを、申込契約において表明し保証しなければならない。

受益者は、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して事前に書面により通知することなく、また、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの事前の書面による同意を得ることなく、当該受益者の受益証券の全部または一部を、贈与またはその他の方法によって、譲渡または処分してはならない。U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、単独かつ完全な裁量によって当該同意を留保することができる（また、通常、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは当該同意を与える意図がない。）。譲渡または処分が受益者の死亡によって提案されたものである場合は、受益者の相続財産について正式に権限が与えられた代表者から通知がなされる。当該通知は、U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが容認する法的権限による証明によって裏付けがなされていなければならない。U.S.・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、法律の運用により受益証券を有することとなった人が保有する受益証券を強制的に買戻しする権利を有する。

(K) 手数料および費用

投資先ファンドは、各種費用（会計および管理事務代行報酬、投資先ファンドの投資顧問報酬、投資先ファンドの受託会社の報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬ならびに投資先ファンドの運用に伴うその他の費用を含むがこれに限定されない。）を自ら負担している。当該費用は、投資先ファンドへの投資の純資産価額を通じて、サブ・ファンドにより間接的に支払われている。

4. 受益証券

2025年5月31日現在、発行済受益証券は全て、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象する、単一の受益者名義で保有されており、当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 発行

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間13時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日（当該営業日を含む。）から4営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島のマニー・ロンダリング規則（隨時改訂される。）、テロリズム法

(随時改訂される。) および犯罪収益法 (随時改訂される。) ならびに管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

当初払込日 (当該日を含む。) 以後、受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部につき買戻請求を行うことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された営業日現在の当該クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは 1 口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される営業日 (同日を含む。) から 4 営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する営業日後可能な限り速やかに行われる。

5. リスク要因

受益証券は相当な損失リスクを伴う投機的かつ非流動的な有価証券であり、サブ・ファンドへの投資が全ての投資計画を示すものではなく、サブ・ファンドへの投資に係るリスクを完全に理解し、これを引き受ける能力を有する精通した者のみがかかる投資を行うにふさわしい。サブ・ファンドの債務証券への集中は一定のポートフォリオにとって適切でない場合がある。以下のリスクの概要におけるサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資およびポートフォリオに関わる両方のリスクについての言及である。以下の考察は、サブ・ファンドへの投資に係る全てのリスクを完全に列挙することを意図したものではなく、サブ・ファンドへの投資の前に慎重に検討されるべきものである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資を行なっている 1 または複数の市場価値が下落するリスクをいい、急激かつ予測不能な市場の下落の可能性も含まれる。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣の選択した有価証券が市場平均、関連指標または他のファンドが選択した同様の投資目標および投資戦略を有する有価証券を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

受益証券 1 口当たり純資産価格の算定は、日本円以外の通貨建てにより行われるため、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、当クラスにおいて原則として対豪ドルで為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

各通貨クラス（米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。）

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として各通貨クラスのヘッジ対象通貨に対して為替ヘッジを行う。そのため、各通貨クラスのヘッジ対象通貨が各通貨クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなれば受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなれば受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、各通貨クラスのヘッジ対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

なお、一部の通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「NDF」という。）を利用することにより為替ヘッジを行う場合がある。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該ヘッジ対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

(C) 金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション（注）が長いほど大きくなる。また、ハイ・イールド債は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。

デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その期間中の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなる。

(D) 信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。サブ・ファンドが間接的に投資する可能性のある、格付が低いか、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、（かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む）より大きなリスクを伴う。

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。

一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

(E) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(F) カウンター・パーティーおよびプローカーのリスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間で基本相殺契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用リスクにさらされる可能性を減らす努力をしている。基本相殺契約により、サブ・ファンドは、カウンター・パーティーの信用力が一定水準を下回った場合に当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引を終了する権利を与えられる。基本相殺契約は各当事者に対し、相手方当事者が債務不履行に陥りまたは契約が解除された場合に、当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引の精算を行ない、各取引における未払額を一方当事者から他方当事者に対する1つの債務に相殺する権利を与える。一般にサブ・ファンドがOTCデリバティブに関するカウンター・パーティーの信用リスクにより被る損失リスクの最大値は、カウンター・パーティーがサブ・ファンドに対し差し出した担保を超える、未実現評価益およびカウンター・パーティーの未払債務の合計額である。サブ・ファンドは、カウンター・パーティーのためにOTCデリバティブにつき、未決済デリバティブ契約における各カウンター・パーティーの未実現評価益の金額以上の担保を最低移転規定に従い提供することを求められる場合があり、当該担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表において特定される。

(G) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券の全ての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためこれららの保管者が保有するサブ・ファンドの証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファ

ンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(I) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資をする有価証券その他の金融商品は、米ドル建であるかまたは米ドルにより値付けされていなければならぬ。そのため、外国為替レートの変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。一般に「通貨リスク」として知られるかかるリスクは、サブ・ファンドの機能通貨が強い場合には投資家へのリターンが減少する一方、弱い場合にはかかる利回りが増加する可能性があることを意味する。

(J) デリバティブ

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、自己のリスク・エクスポートジャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク—デリバティブ取引におけるカウンター・パーティ（取引の相手方当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク—比較的小さな市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク—一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、見積りヘッジを含む経済的ヘッジ目的でデリバティブを利用することができます。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したように合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またはヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターンの向上を目指してデリバティブを利用することができるため、サブ・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、その投資対象により、より大きな前記のリスクをサブ・ファンドは負担することとなる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(K) ハイ・イールド債

サブ・ファンドは、主にハイ・イールド債に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(L) ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(M) その他のリスク

有価証券またはその他の金融商品の価格は、様々な要因（一般経済、市場全体、ならびに地方、地域または世界の政治的および／または社会的な不安定性を含むがこれらに限定されない。）の影響を受けることもある。戦争、テロ行為、感染症の拡大もしくはその他の公衆衛生上の問題、不況またはその他の事象といった地方、地域または世界的な事象が、サブ・ファンドおよびその投資対象に重大な影響を及ぼす可能性がある。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（受託会社および投資顧問会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポートジャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、現時点において、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂済）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益が、サブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会の会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2025年5月31日現在、調査対象となる課税年度は、主要な税務管轄によって異なり、運用開始日から2025年5月31日までである。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。最低報酬は年間45,000米ドルとする。2025年5月31日に終了した年度中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2025年5月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は保管会社との間で保管契約を締結しており、当該契約に基づき、保管会社は純資産の0.01%から0.04%の範囲の保管報酬を受領する。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。加えて、保管会社は、専門手続に対する取引報酬を各取引につき10米ドルから50米ドルの範囲で受領する。2025年5月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2025年5月31日現在における保管会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000

米ドルとする。) の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2025年5月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2025年5月31日現在における受託会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、管理会社に対し投資に関する助言およびサービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の0.38%を年間報酬として受領する。かかる報酬は、毎日発生し四半期毎に支払われる。2025年5月31日に終了した年度中に投資顧問会社が稼得した報酬および2025年5月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2025年5月31日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2025年5月31日現在における代行協会員への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「日本における販売会社」という。)は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2025年5月31日に終了した年度中に日本における販売会社が稼得した報酬および2025年5月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドに対し投資運用およびサービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2025年5月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2025年5月31日現在における管理会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連する他の費用を負担することがあり、当該費用には、政府手数料、プローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、印刷費、登録費ならびに専門家報酬を含むが、これらに限定されない。

9. 関連当事者との取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2025年5月31日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの間に未決済の外国為替予約取引はない。2025年5月31日に終了した年度において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの外国為替予約取引の実

現純損失は88米ドルとなり、これは外国為替予約取引の実現利益または損失の一部として損益計算書に開示されている。

10. 後発事象

経営陣は、財務書類の公表可能日である2025年9月17日までに生じた全ての後発取引および後発事象について評価した。

2025年6月1日から2025年9月17日までの発行金額は、74,330米ドルであり、買戻金額は、3,517,915米ドルであった。同期間の配当金額は、935,415米ドルであった。

2025年8月25日、経営陣は、信託証書の終了条項に従い、2025年9月23日付でサブ・ファンドを完全に償還することを決定した。2025年8月25日、経営陣は、清算が目前に迫っていると判断し、清算計画を承認した。最終の分配金は、必要に応じて全ての負債を清算した後に支払われる。

サブ・ファンドに関して報告されるその他の後発事象はない。

(3) 投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表

2025年5月31日に終了した年度

投資先ファンドへの投資-96.0%	受益証券口数	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
コクサイ・トラストのサブ・ファンドの1つであるU.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドのU.S.H.Y.F.ノン・ヘッジ・クラス	3,732,859,245	96.0 %	29,961,867
投資先ファンドへの投資合計 (個別原価 \$29,933,281)		96.0	29,961,867
負債を上回る現金およびその他の資産		4.0	1,246,593
純資産		100.0 %	31,208,460

2025年5月31日現在の豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引 (純資産の0.17%)

買い 取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純評価益 ／(評価損) (米ドル)
AUD シティバンク N. A.	8,313,387	06/03/2025	USD	5,307,379	51,430	—	51,430
AUD シティバンク N. A.	140,078	06/03/2025	USD	89,765	529	—	529
AUD シティバンク N. A.	8,363,067	07/02/2025	USD	5,397,144	—	(4,070)	(4,070)
AUD シティバンク N. A.	59,059	07/02/2025	USD	38,065	20	—	20
USD シティバンク N. A.	5,397,144	06/03/2025	AUD	8,367,237	3,624	—	3,624
USD シティバンク N. A.	55,649	06/03/2025	AUD	86,228	66	—	66
					55,669	(4,070)	51,599

2025年5月31日現在の豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引 (純資産の0.01%)

買い 取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純評価益 ／(評価損) (米ドル)
BRL シティバンク N. A.	6,106,837	06/03/2025	USD	1,064,493	3,229	—	3,229
BRL シティバンク N. A.	6,024,910	07/02/2025	USD	1,059,125	—	(12,823)	(12,823)
BRL シティバンク N. A.	18,726	07/02/2025	USD	3,290	—	(38)	(38)
USD シティバンク N. A.	14,318	06/03/2025	BRL	81,928	—	(6)	(6)
USD シティバンク N. A.	1,065,815	06/03/2025	BRL	6,024,910	12,417	—	12,417
					15,646	(12,867)	2,779

2025年5月31日現在の米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引 (純資産の0.05%)

買い 取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純評価益 ／(評価損) (米ドル)
BRL シティバンク N. A.	37,078,593	06/03/2025	USD	6,463,232	19,606	—	19,606
BRL シティバンク N. A.	36,457,863	07/02/2025	USD	6,408,964	—	(77,591)	(77,591)
BRL シティバンク N. A.	66,891	07/02/2025	USD	11,752	—	(136)	(136)
USD シティバンク N. A.	108,484	06/03/2025	BRL	620,731	—	(45)	(45)
USD シティバンク N. A.	6,449,444	06/03/2025	BRL	36,457,863	75,135	—	75,135
					94,741	(77,772)	16,969

2025年5月31日現在、サブ・ファンドは、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産の36.81%を保有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の持分割合は、サブ・ファンドの純資産の5%を超えない。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
 投資有価証券明細表 (続き)
 2025年5月31日に終了した年度

デリバティブ商品の価値

下表は、相殺取扱いの可能性を含めたサブ・ファンドのデリバティブ持ち高の要約である。デリバティブ商品の詳細については、財務書類に対する注記の2.デリバティブ商品および5.リスク要因のセクションを参照のこと。

取引相手方	デリバティブ 資産の価値 (米ドル)	デリバティブ 負債の価値 (米ドル)	受領担保* (米ドル)	差入担保* (米ドル)	相殺額** (米ドル)
OTCデリバティブ					
外国為替予約取引	シティバンクN. A.	166,056	(94,709)	—	—
相殺基本契約の適用を受けるデリバティブの合計額		166,056	(94,709)	—	—
資産負債計算書ごとのOTCデリバティブの合計額					
		166,056	(94,709)		

* 実際に受領するまたは差し入れる担保（もしあれば）は、上表において開示されている金額を上回る場合がある。

**相殺額は債務不履行時に相手方当事者に対して生じる債権／（債務）を表す。相殺は同じ当事者による同じ法的契約の下で行なわれる取引間において認められる。

通貨略称

AUD	豪ドル
BRL	ブラジル・レアル
USD	米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

V. お知らせ

該当事項はありません。